

(2)付帯施設に関するガイドライン

① 敷地出入り口について

<守るべき点>

- ・道路への出入口は既存のものとし、位置箇所数及び幅員の変更は原則として行わないでください。

【第4条(6)】

- ・門柱及び門扉は、すでに植栽されている緑地帯の内側に設けてください。

【第4条(12)】



調和のとれた格調高い出入口

<留意点>

- ・門及び門扉の高さはできるだけ低く抑え、門扉は見通しの得られる格子状のものとしてください。

- ・門及び門扉のデザインは、企業の個性が感じられ、かつ景観と調和するシンプルなものとしてください。



低くシンプルな門扉

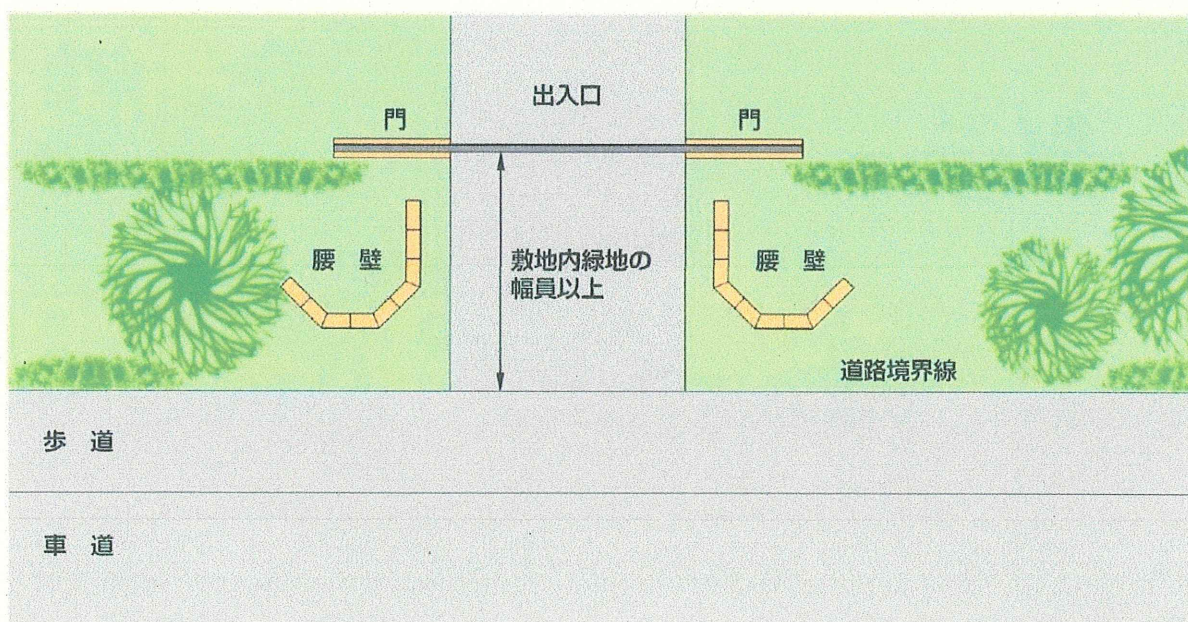


図7：門の設置位置

② 屋外広告及び企業名板について

<守るべき点>

- ・屋外広告及び企業名板の大きさ、位置、意匠、色彩は、周囲の環境に十分配慮してください。

【第4条(9)】

<留意点>

《屋外広告》

- ・内容については、事務所の事業に関するものに限ることとして、製品・商品の広告はご遠慮ください。
- ・原則として1カ所、必要最低限の面積で建築物と一体化してください。
- ・屋外広告物単体での設置はご遠慮ください。

《企業名板》

- ・出入口部に設置する場合は1カ所とし、据置型または門柱へのはめ込み型としてください。
- ・据置型の場合は高さを抑え、出入口に設けられている腰壁上に設置してください。
- ・材質及び色彩は周囲の景観との調和に十分配慮してください。
- ・建築物に付帯させる場合も1カ所とし、形状は壁面利用型とし、屋上利用型や突出型はご遠慮ください。



建築物デザインのアクセントとなる屋外表示



緑の中の落ち着いた企業銘板

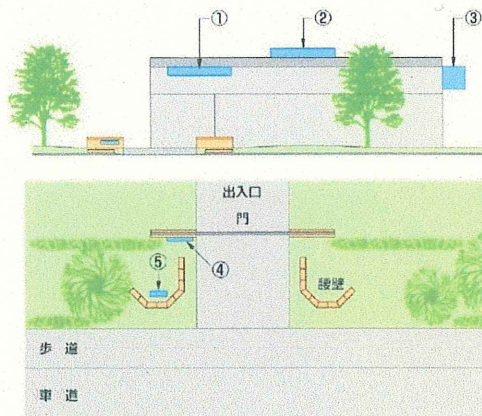


図8：企業名板設置例

- ①壁面利用型 : 推奨します
- ②屋上利用型 : 設置はご遠慮ください
- ③突出型 : 設置はご遠慮ください
- ④門柱はめ込み型 : 推奨します
- ⑤据置型 : 推奨します

③ 柵・垣について

<守るべき点>

- 柵、生け垣などは原則として道路に面して設置しないでください。やむを得ず設ける場合は緑地帯の内側に配置し、柵の構造、デザインは景観に配慮した見通しの得られるものか、生け垣としてください。

【第4条(13)】



良好な外周部の緑地帯

<留意点>

- 柵および生け垣の高さは、できるだけ低く抑えてください。



- 柵の基礎部や植栽柵については、地表面から立ち上げないようにお願いします。

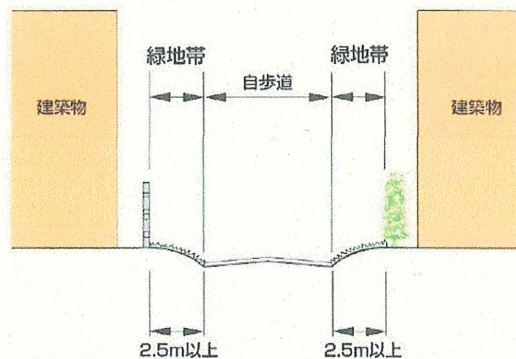
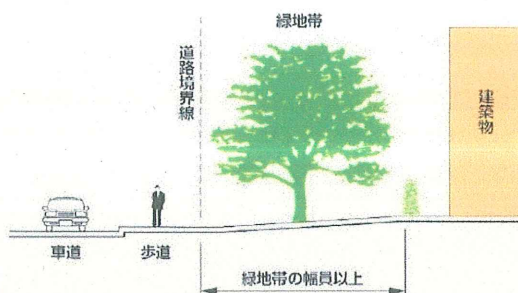
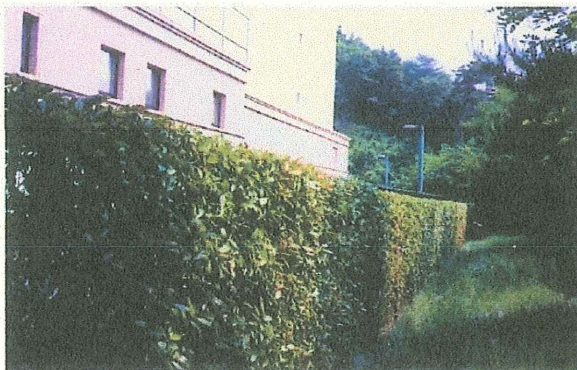


図9：柵・垣の設置位置

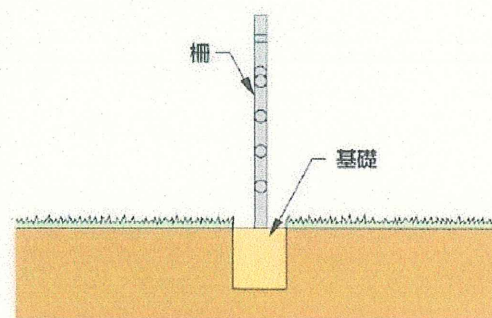


図10：柵の設置例

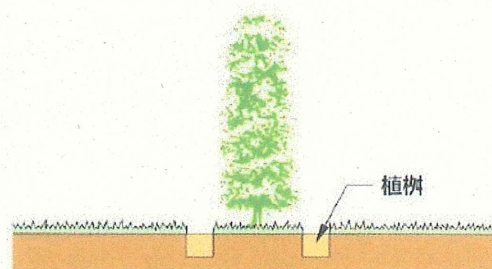


図11：生け垣の設置例

④ 駐車場について

<守るべき点>

- ・ 駐車場は周囲を緑化するなど、周囲の景観に配慮してください。

【第4条(7)】



環境づくりを考えた駐車場の修景

<留意点>

- ・ 景観に配慮する方法としては、駐車場外周を低木や低いマウンドで囲むなどの方法が考えられます。



低木や低いマウンドの活用

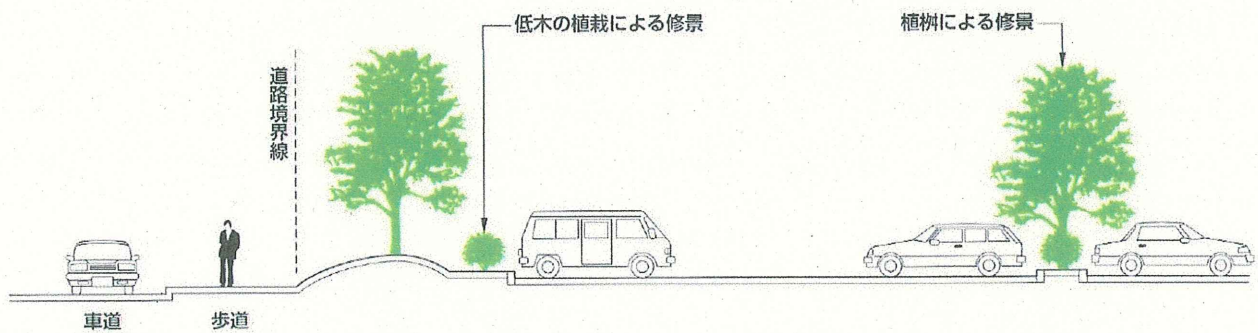


図12：駐車場修景の例

(3) 緑化に関するガイドライン

本団地では、幹線道路沿い及び団地外周沿いに企業敷地内の植栽として緑地帯を設けています。

幹線道路沿いの緑地帯は明るく広がりがあり、本団地の開放性や先進性を表現する大切な植栽です。外周沿いの緑地帯は団地内外の環境を結び付け、環境の向上に資する植栽です。

本団地全体の景観や環境を維持するためには、この緑地帯の維持管理が重要であるといえます。

① 基本事項について

- 幹線道路沿い及び団地外周沿いにはあらかじめ緑地帯が整備されています。
主に幹線道路沿いの緑地帯は幅6.0m、団地外周沿いの緑地帯は幅4.0mです。

- あらかじめ整備されている緑地帯以外の敷地内についても、緑化に努めてください。

② 緑地帯の維持管理について

- 緑地帯は常に良好な状態を維持するように適切な管理を行ってください。やむを得ず伐採をする場合は、既存の緑地面積を減らさないように、新たな緑化に努めてください。

【第5条】

- 緑地帯の管理作業には、樹木の剪定、芝刈り、除草、施肥、病虫害防除などがあります。管理作業の内容は下図を参考としてください。
- 年間の管理スケジュールは、右表を参考にしてください。

【第5条】

作業	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考	
高木	剪定					常緑樹				常緑樹			1回/3年程度	
	灌水							落葉樹					適宜(3回/年程度)★	
	病虫害防除												適宜(1回/年程度)★	
	施肥											元肥	適宜(1回/3年程度)★	
	補植				落葉樹			常緑樹						適宜
	支柱補強等													〃
低木	刈込												1回/年程度	
	除草												3回/年程度	
	灌水												適宜(3回/年程度)★	
	病虫害防除												適宜(1回/年程度)★	
	施肥											元肥	適宜(1回/3年程度)★	
	補植				落葉樹			常緑樹						適宜
草本	除草												3回/年程度	
	灌水												適宜(3回/年程度)★	
	施肥											元肥	1回/年程度	
	病虫害防除												適宜(1回/年程度)★	
	株分け												適宜	
	補植												〃	
芝生	芝刈り												2回/年程度	
	除草												3回/年程度	
	施肥												1~2回/年程度	
	目土掛け												1回/年程度	
草地	補植												適宜	
	刈込												2回/年程度	

★印のある()は参考ですので、必ずしもこの回数が必要としません。

③ 企業敷地内の緑化について

各企業の敷地には既に緑地帯が設けられていますが、さらに敷地内の緑化を進めることによって、より環境や景観の質が高まり、働く人の創造性が高まる快適な環境を生み出すことができます。積極的に緑化にご協力ください。

新たに植栽を行う場合は、緑地帯との調和に配慮してください。緑地帯の植栽は和風ではなく、どちらかと言えば洋風であることを念頭に置いてください。

敷地境界付近に高木の植栽を行うと防風効果と、目隠し効果が期待できます。

植栽した植物が健全に生育することによってこそ、維持管理費が軽減できます。そのためには植栽する土壌に配慮してください。

植物の良好な成長のために、植栽前に客土や土壌改良をしてください。

水はけが悪いところは透水管で排水を行うか、酸素管で通気を良くしてください。

詳しくは植栽の専門家にご相談ください。

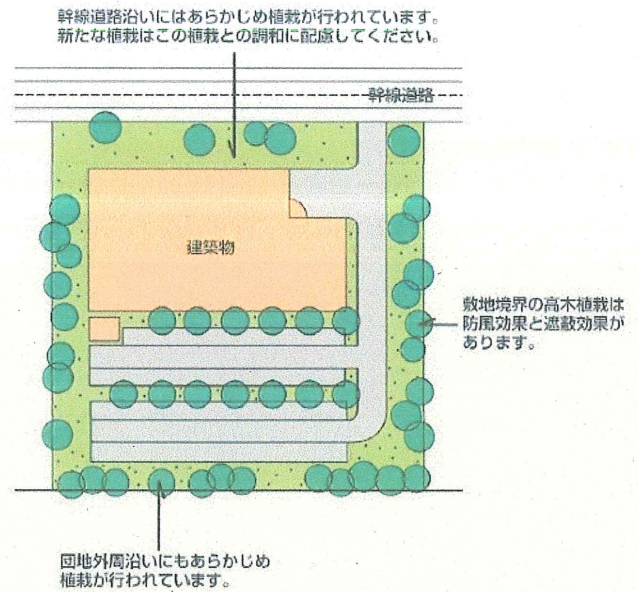


図13：敷地内の緑化例

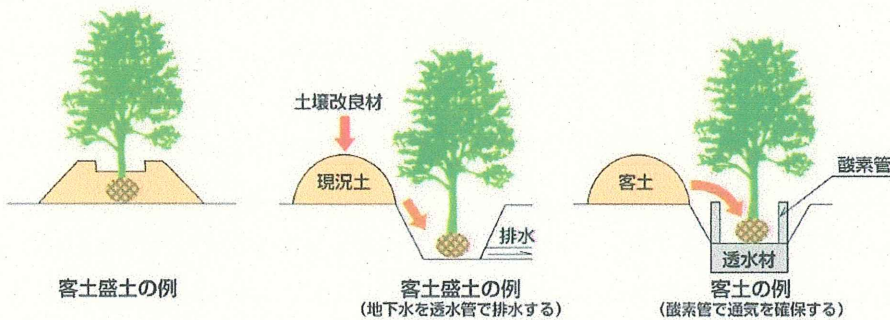
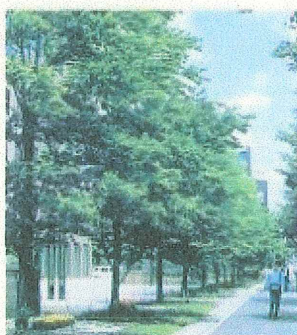


図14：客土・土壌改良例

●おすすめする緑化樹木は以下のようなものです。参考としてください。

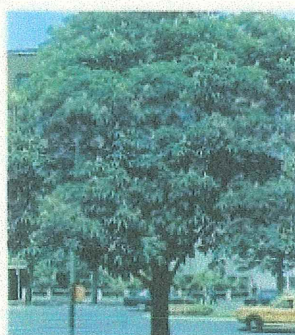
高木	<p>落葉樹 アカシデ、イチョウ、カツラ、カロリナポプラ、ケヤキ、コナラ、トチノキ、ハルニレ、ヤマザクラ等</p>
低木	<p>落葉樹 ウツギ、コデマリ、シモツケ、ニシキギ、ハコネウツギ、ヒュウガミズキ、ヤマハギ、ヤマブキ、ユキヤナギ等</p> <p>常緑樹 アベリア、シャリンバイ、ナワシログミ等</p>
草本	<p>アベリア・エドワードゴーチャ、アメリカツルマサキ、コトネアスター・オートムファイア、セイヨウイワナンテン・アキシラス、ハイネズ、ハイビヤクシン、ヒペリカム・カリシナム、フィリフェラ・オーレア、シバザクラ、ノシバ等</p>



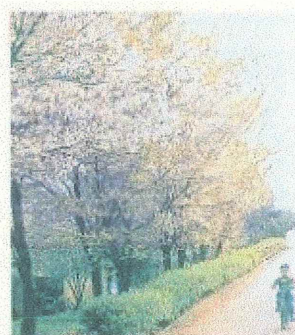
カツラ



コナラ



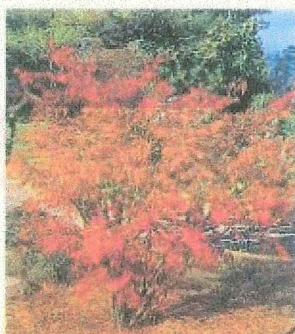
トチノキ



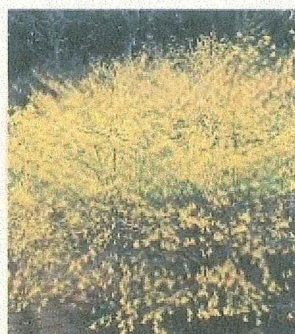
ヤマザクラ



コデマリ



ニシキギ



ヒュウガミズキ



シバザクラ

■お問い合わせ先■

石巻市 産業部 産業推進課 企業立地推進グループ

住所：986-8501 石巻市穀町14番地1

電話：95-1111 (内線 3543、3544、3548)